

小田原市水道管路情報管理システム更新業務プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 件名：小田原市水道管路情報管理システム更新業務
- (2) 目的：小田原市水道管路情報管理システム（以下「システム」という。）については、現業務契約の稼働開始から約5年が経過し、令和3年11月末で期間が完了するため、システム及びハードを更新するとともに契約後に増加した情報への対応や、市民サービスの更なる利便性向上を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容：システム構築、ハードウェア調達、ソフトウェア調達、セキュリティ対策、保守等である。（別紙基本仕様書のとおり）
- (4) 業務期間：契約締結の日から令和8年（2026年）11月30日まで
（更新された「小田原市水道管路情報管理システム」の運用開始は、令和3年（2021年）12月1日とする。）

2. 業務上限額

64,636,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次の要件をいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 小田原市競争入札参加資格者名簿（一般委託「情報処理業務委託」及び（コンサル「上水道及び工業用水道」）に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (5) プロポーザル審査委員会の委員、委員の配偶者又は委員の3親等内の親族が経営又は運営に関与していない者であること。
- (6) 人口15万人以上の地方公共団体等において、次の内容に相当する同種実績があること。なお、「地方公共団体等」とは、地方公共団体、地方公営企業法（昭和27年法律第292号第39条の2第1項に規定する企業団をいう。
 - 水道管路情報管理システム（水道に関する地図情報システム構築）の実績
 - 水道管路情報提供システム（管路情報データの市民への公開）の実績
- (7) 別紙、基本仕様書に掲げる業務を確実に履行できること。
- (8) 次の認証資格を有すること。
 - ISO/IEC27001：情報セキュリティマネジメントシステム
 - JISQ1501：個人情報保護マネジメントシステム
 - ISO/IEC27017：クラウドサービスセキュリティマネジメントシステム
 - ISO/IEC20000：ITサービスマネジメントシステム
 - ISO9001：品質マネジメントシステム
 - ISO14001：環境マネジメントシステム
- (9) 次の技術者を配置すること。
 - 管理技術者：技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）
 - 照査技術者：技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）
 - 担当技術者：測量士
- (10) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (11) 会社更生法に基づく更生手続きの申立て、及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (12) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

5. 募集内容

- (1) 募集方法
市ホームページで公表
- (2) 申込み方法
 - ① 参加申込書及び企画提案書
提出場所（事務局（※1）窓口）に持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）

② 質問

事務局へ電子メールで提出

※1 事務局 小田原市上下水道局水道整備課維持係

6. 候補者選定方法（選定スケジュール）

内 容	時 期
プロポーザル方式の実施の公表	令和3年（2021年）7月21日（水）
質問書・参加申込書提出期限	令和3年（2021年）8月3日（火）
質問回答・参加申込書確認結果の通知	令和3年（2021年）8月6日（金）
企画提案書の提出	令和3年（2021年）8月25日（水）
審査（プレゼンテーション・質疑応答）	令和3年（2021年）8月30日（月）
審査結果の公表	令和3年（2021年）8月31日（火）
契約の締結	令和3年（2021年）9月6日（月）

7. 質疑回答

（1）質問の受付

① 受付方法

電子メール

② 提出期限

令和3年（2021年）8月3日（火）午後5時まで

③ 送付先

sui-iji@city.odawara.kanagawa.jp

④ 送付時件名

「小田原市水道管路情報管理システム更新業務」に関する質問（業者名）

⑤ 質問様式

質問書（様式第3号）を添付

（2）回答

① 回答方法

市ホームページに掲載

② 回答予定日

令和3年（2021年）8月6日（金）

8. 参加申込書審査（第1次審査）

提案者となろうとする者は、誓約書（様式第1号）及び参加申込書（様式第2号）を提出すること。

提出された参加申込書について第1次審査を行い、最大5者の提案者を選出する。提案者が5者に満たない場合は、第1次審査を通過したすべての参加申込書提出者を提案者とする。審査結果については、選出の当落に関わらず、すべての参加申込書提出者に文書で通知する。

（1）提出期限

令和3年（2021年）8月3日（火）午後5時までに事務局に持参または郵送（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること。）

（2）提出場所

〒250-0296

神奈川県小田原市高田401番地

小田原市上下水道局水道整備課維持係（小田原市上下水道局庁舎2階）

担当者 中野、渡邊 電話 0465-41-1235

（3）必要書類

① 事業者の業務実績

4.（6）を証明する書類

4.（8）を証明する書類

（契約書（写）・仕様書（写）等、内容が確認できる書類（写）を各1部）

② 配置予定技術者

4.（9）及びプレゼンテーション審査基準に係る資格を証明する書類

（4）審査基準

審査は次に定めた審査基準に基づき採点点数を合計し、上位5者を選定する。

また、第5位の合計点が同点の場合は、後述の10.（1）の審査委員会の委員長が決定する。

審査基準（第1次審査）

審査項目	採点項目	採点要素	配点
業務実績	地方公共団体等実績	・人口15万人以上の地方公共団体等における同種実績件数	10
実施体制	管理技術者の有する資格	・空間情報総括監理技術者 ・技術士（総合技術監理部門の上下水道－上水道及び工業用水道）、測量士	5
	照査技術者の有する資格	・空間情報総括監理技術者 ・技術士（総合技術管理部門の上下水道－上水道及び工業用水道）、測量士	5
			20

(5) 結果通知発送予定日

令和3年（2021年）8月6日（金）

9. 企画提案書作成方法

(1) 提出期限

令和3年（2021年）8月25日（水）午後5時までに事務局に持参または郵送（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

(2) 提出場所

〒250-0296

神奈川県小田原市高田401番地

小田原市上下水道局水道整備課維持係（小田原市上下水道局庁舎2階）

(3) 提出書類

① 企画提案書（作成要領参照） 正本 1部（社名、社判のあるもの）
副本 8部（社名、社判のないもの）

② 見積書（様式任意） 1部（社名、社判、封緘）

※別紙として導入後に係る経費及び運用保守費用等、導入後5年間に係る経費の合計（消費税込）を記載すること。（内訳明記・任意様式）

※参考資料として、見積額に対しての60ヶ月の賃貸借契約（均等払い）とした場合の1ヶ月の契約額を示すこと。（内訳明記・任意様式）

③ 電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 1式（上記ア、イを記録すること）

(4) 企画提案書の作成要領

① 書式

- ・様式は自由で、言語は日本語とすること。
- ・原則A4版縦とし、文章は横書きとし、左綴じすること。
- ・副本には、提案者が特定できるような内容は一切記載しないこと。
- ・表紙の次に目次（任意様式）を作成すること。
- ・総ページは30ページ以内とし、各ページ下にページ数の記載をすること。

② 含める内容

- (ア) 本業務の実施方針
- (イ) 本業務の実施スケジュール
- (ウ) 導入する水道管路情報管理システムの概要及び運用に関すること
(調達ハードウェア選定を含む)
- (エ) 導入する水道管路情報提供システムの概要及び運用に関すること
- (オ) データ移行
- (カ) 運用開始後に必要な運用保守業務
- (キ) 非常時の対応について
- (ク) 将来の公共下水道台帳用パソコン等システムとの統合に対する提案
- (ケ) その他、有益な提案

(5) 留意事項

- ① 原則として、企画提案書は1者1提案とする。
- ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。
- ③ 審査後も書類の返還はしない。

10. 審査方法

(1) 審査機関

提出された企画提案書は、小田原市の関係部局によって構成された審査委員会において、審査を行う。

(2) 審査の方法

参加申込書審査（第1次審査）により選出された提案者については、別途指定した日時において、企画提案書の記載内容に関するプレゼンテーションを行うこととし、デモンストレーションを含んだ内容で実施すること。（詳細な日時・場所については別途連絡）

プレゼンテーションの出席者は3名までとし、配置する予定の管理技術者または照査技術者を含むこと。

- ① 実施予定日：令和3年（2021年）8月30日（月）
- ② 実施場所：小田原市上下水道局庁舎内 会議室
- ③ 時間：1者あたり30分+15分（質疑応答） 計45分

(3) プレゼンテーション審査

審査は次のプレゼンテーション審査基準に基づき、審査員が200点満点で採点を行い、各審査委員の評価点数を合計し、最高得点者を第1優先交渉権者とする。なお、合計点が同点の場合は、審査委員会で協議のうえ、委員長が決定する。

プレゼンテーション審査基準

区分	審査項目	審査の視点	評価の基準	配点
業務実績、 業務体制 ※1次審査と同様	業務実績	地方公共団体等で同種の実績があるか	地方公共団体等の実績数	20
	実施体制 (配置技術者)	業務を着実に遂行できる実施体制か 必要な技術者が配置されているか	空間情報総括監理技術者または、技術士 (総合技術監理部門の上下水道－上水道及び工業用水道)、測量士の有無	
実施方針	業務理解度	業務の目的や内容を理解しているか	業務の目的、条件、内容の理解度	20
	実施フロー 工程計画	業務目的を達成するために、具体性、 妥当性の高いものになっているか	実施フロー又は工程表等の的確性	
企画提案	提案内容の的確性	業務の目的にあった提案か	業務の目的、条件、内容の理解度	134
	情報セキュリティ	セキュリティ対策はできているか	対策の内容の的確性	
	危機管理	危機管理対策はできているか	対策の内容の的確性	
	ハードウェア機器関連	追加機能に対応できるか	追加機能の適応度	
	ソフトウェア要件	ソフトの操作性は容易か	操作性の容易度	
	業務要件	システムデータの提供等は可能か	システムデータの汎用性	
	その他提案	作成要領の含めるポイント以外に独自の企画提案	企画提案の具体性及び独創性	
	見積金額	上限金額に対して安価となっているか	業務における経済性	
プレゼンテーション	取組意欲	質問への対応等に関して積極的に取り組む意欲の有無	業務への意欲、積極性	26
				合計 200

1 1. 審査結果

(1) 通知方法

審査結果については、第1優先交渉権者の選出について本市のホームページに掲載するとともに、選出の当落に関わらず、すべての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期

ホームページ掲載及び通知発送日は、令和3年（2021年）8月31日（火）を予定している。

(3) 審査後の契約手続き

第1優先交渉権者を契約交渉の相手とし、選定された提案内容に基づき仕様書等を作成し、当該者と価格交渉を行った上で、見積書を徴し、契約を締結する。

第1優先交渉権者と協議が整わなかったときは、当該事業者から辞退届を徴するとともに、次順位の者を候補者として、契約交渉を実施する。

(4) 審査結果に関する質問

参加事業者からの審査結果に関する質問については、書面（任意書式）により事務局に持参または郵送（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）により受け付ける。ただし、その受付は結果通知（ホームページ掲載日）から3営業日後の正午までに限る。なお、質問等に対して、その書面を受付から7日以内に書面により回答する。

1 2. 提出書類の取扱

(1) 提出書類

企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。

(2) 提出内容の取扱

提出された企画提案書等は、優先交渉権者を特定する目的以外には使用しない。ただし、小田原市情報公開条例（平成14年12月25日条例第32号）に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。

1 3. 情報公開及び提供資料

(1) 情報公開

次の書類については、本市のホームページで公表する。

- ・実施要領（プレゼンテーション審査基準含む）
- ・基本仕様書
- ・審査結果（選定者名、評価合計点、最終契約金額）

（２）資料提供

次の参考資料については、小田原市上下水道局水道整備課で配布するため、希望者は参考資料提供願兼誓約書（様式第４号）を、持参又は郵送により質問書提出期限までに事務局に提出すること。

（郵送の場合、書留郵便とし、期限までに到着するように送付すること）

① 参考資料

- ・小田原市水道管路情報管理システム仕様書（平成28年度版）
- ・公共下水道台帳用パソコン等システム仕様書及び特記仕様書（平成28年度版）
- ・その他必要資料であって小田原市上下水道局が認めたもの

② 参考資料の取扱い

参考資料の取扱いにあたっては、次の点に留意すること。

- ・提供する参考資料は、一般公表することを前提としていない情報を含んでいるため、関係者以外配布禁止とし、取り扱いに注意すること。
- ・提案者は、提供された参考資料を本業務以外で使用しないこと。
- ・提供された参考資料及び複写した参考資料は、不要になった場合もしくは、審査結果通知（ホームページ掲載日）から10営業日までに廃棄等すること。なお、廃棄等をした際は、参考資料廃棄等届（様式第５号）を、事務局に提出すること。
- ・資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではないことに同意すること。

14. 問い合わせ先

事務局：小田原市上下水道局水道整備課維持係

担 当：中野、渡邊

住 所：〒250-0296 神奈川県小田原市高田401番地

電 話：0465-41-1235 F A X：0465-41-1649

U R L：<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/water/water/>

E-Mail：sui-iji@city.odawara.kanagawa.jp

15. その他

(1) 必要経費の負担

企画提案書等の作成に要した費用、旅費、その他本企画・提案により生じた諸費用については、本市は一切負担しない。また、企画提案書等の作成に対する報酬も負担しない。

(2) 辞退の取扱

参加申込書を提出後、辞退する場合は辞退書（任意様式）を企画提案書の提出期限（令和3年（2021年）8月25日（水））までに持参または郵送により事務局へ提出すること。

（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること。）

(3) 失格事項

審査時点で次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ③ 本実施要領に違反した場合
- ④ その他本件の業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生した場合

(4) 情報の漏洩

本実施要領や仕様書等から知り得た要件等に関する内容については、これを第三者に漏洩するなど、本業務以外の目的に使用することを固く禁じる。